

家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規程及び電気機械器具品質表示規程（テレビジョン受信機）の一部を改正する消費者庁告示案について（概要）

令和3年8月5日
消費者庁表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、当該家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項を定めることを規定している。

2. 改正趣旨

令和2年11月に「繊維用語」に関する日本産業規格（JIS L 0204-2（以下「JIS」という。））の改正が行われたことに伴い、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「繊維製品品質表示規程（以下「繊維規程」という。）」の組成表示を表示すべき一部の事項に関し、所要の改正を行うものである。

令和3年5月に、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号。以下「基準」という。）のエネルギー消費効率（年間消費電力量）の測定方法等が改正されたことを踏まえ、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「電気機械器具品質表示規程（以下「電気規程」という。）」のテレビジョン受信機に表示すべき事項に関し、基準を引用している箇所の規定等について、今般、所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるべきは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第3条第4項及び第5項）ところ、今般の改正は、経済産業大臣からの要請を受けて行うものである。

3. 改正内容

（1）繊維規程

繊維規程別表第六で定められている指定用語である「アクリル系」については、今般のJIS改正により「モダクリル」と変更されたことを踏まえ、繊維規程別表第六の指定用語についても「モダクリル」変更する。

(2) 電気規程

①区分名及び受信機サイズを表示するテレビジョン受信機の範囲を変更

電気規程別表第一（一）の品質に関し表示すべき事項のうち、二（区分名）、及び三（受信機サイズ）については、対象からプラズマテレビを除く一方、有機ELテレビを加えることに変更する。合わせて、産業用のもの、国内基幹放送を受信することができないもの、映像を表示する装置であって直視型でないもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法が10インチ以下のもの等を表示対象から除外する。

②年間消費電力量の測定方法を変更

電気規程別表第二（二）年間消費電力量の測定について、測定の前提になる視聴時間に関し直近の統計結果を踏まえた値に変更（1日4.5時間から5.1時間に変更）すること、現在、市場に普及している録画装置が内蔵されたテレビジョン受信機の録画に係る消費電力も勘案して年間消費電力量を算出することに変更する。

③区分名の表示区分を変更

電気規程別表第二（三）区分名の表示区分について、パネル種類（液晶又は有機EL）及び画素数（2K未満、2K以上4K未満、4K以上）の2要素で区分分けを行い4区分にする。なお、有機EL製のテレビジョン受信機については現時点で4K以上の製品しか確認できないため区分は一つにする。

区分名	パネル種類	画素数
a	液晶	2K未満
b	液晶	2K以上4K未満
c	液晶	4K以上
d	有機EL	—

4. 今後の予定

令和3年8月 : 消費者委員会への諮問・答申

令和3年9月 : 経済産業大臣への協議

令和3年9月～令和3年11月 : TBT通報（2か月）

令和3年10月 : パブリックコメント（1か月）

令和4年1月 : 改正告示の公布及び施行

なお、事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行から令和4年12月31日までの間に繊維製品及びテレビジョン受信機に表示するものについては、なお従前の例によることとする予定である。

<添付資料>

資料1 繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対象条文

資料2 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対象条文

資料3 家庭用品品質表示法（抜粋）